

**現住建造物等放火事件において刑の一部執行猶予が適用された事例**

【文献種別】 判決／名古屋地方裁判所  
【裁判年月日】 平成28年6月24日  
【事件番号】 平成28年(わ)第158号  
【事件名】 現住建造物等放火事件  
【裁判結果】 有罪  
【参照法令】 刑法108条・27条の2  
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25448221

**事実の概要**

被告人は、別居していた夫が住宅ローンを支払っていた本件家屋(床面積約121平方メートル)に息子と共に長年居住し、その一部で喫茶店を営んで生計を立てていた。

ところが、夫の借金のために本件家屋は競売にかけられ、平成27年10月に競落人が所有権を取得した。同年12月には、被告人に対し、明渡しの催告や強制執行予定日時の告知などがなされた。

被告人は、本件家屋への愛着や生活と仕事の本拠を失う悔しさから、取られるならば燃やして自らも消えてしまいたいと思うようになり、平成28年1月6日から7日にかけて灯油等を購入した。だが、直ちに放火の決心はつかず、かといって立ち退きに納得もできず、何の準備もしないまま強制執行予定日である同月8日を迎えた。

同日午前8時頃に息子が出勤し、午前9時前に立ち退きに関する電話連絡を受けると、被告人は、いよいよ追いつめられた心境で放火を決意し、午前9時頃、本件家屋1階和室の床に敷かれたカーペットに灯油をまいた上、ライターで放火し、柱や天井等に燃え移らせ、同家屋の一部を焼損(焼損面積約41平方メートル)した。

**判決の要旨**

現住建造物等放火罪(刑法108条)の成立を認め、懲役2年6月そのうち6月を2年間保護観察付き執行猶予とした(求刑・懲役5年、弁護人の意見・執行猶予)。

量刑理由は、次の通りである(見出しは筆者による補足である)。

**1 実刑とした理由・刑期を2年6月とした理由**

「被告人は……悔しさや愛着のある自宅を他人に取られたくないなどの思いから……本件家屋とともに自分も死んで消えようなどと考え、本件犯行に及んだ」。「立ち退き……に至った経緯には気の毒な面があり、その点のみを捉えれば同情を禁じ得ないものの、将来を悲観すべき深刻な状況に追い詰められ……たものではなく……感情を……全く落ち度のない他人や社会一般に対して転嫁し発散したとみるべきことからすれば、その動機は短絡的かつ身勝手なもので……相応に厳しい非難を加えざるを得ない。また……灯油を用いて一軒家に放火した行為は危険性が高く悪質であり……本件家屋の3分の1余りを焼損させ……たことも併せ考慮すれば……財産的被害の大半が保険により回復したことを踏まえても、その結果は重い。」

「以上からすれば、本件は、とりわけ典型的な自殺や心中の目的の事案とは異なり、自殺目的は副次的であり、他人に本件家屋を取られたくないという心情が強く、そのような動機から本件犯行に及んだのは身勝手であるといわざるを得ず、動機に対する非難の程度は強く、本件を自殺や心中の目的の範ちゅうに属する現住建造物等放火の事案としてみてもやや悪質な部類に入るといえるから……刑の全部の執行を猶予することが相当な事案とまではいえず、被告人を実刑に処することは免れない。そして……経緯においては同情できる事情があることのほか、被告人に前科前歴がないこと、従前義母の面倒も看つつ真面目に稼働してきたこと、深まりが足りないとはいえ被告人なりに反省していることなど被告人に有利な事情が認められることも併せ考慮すると……酌量減輕をし

た最下限の刑に処するのが相当である。」

## 2 一部執行猶予（保護観察付き）を適用した理由

「被告人は、頼ることができるはずの家族を持ち、生活する上で……追い込まれていたわけではな」いのに、「相談することもしないで……短絡的に重大な放火事案に及んでおり、規範意識に問題があったことは明白である上……困難に直面した際に家族等に頼ったり相談したりすることが難しい性格の持ち主であることにも照らせば、本件のような放火の挙に出ることは考えにくいものの、再び自暴自棄になるなどした際に反社会的な行動に出るおそれは否定できず、再犯の防止のためには社会復帰の際には保護観察所の指導を含む公的な支援を一定期間受けさせる必要がある」。「家族が……被告人の更生への協力の意向を申し出ていることや、被告人自身が更生への意欲を見せていることも併せ考慮すれば……懲役刑の一部について一定期間その刑の執行を猶予することは相当である」。「家族との関わり方を良好なものとするべく、その猶予の期間中保護観察に付することで、公的な支援を受けつつ社会復帰後の更生に臨ませるべきである」。

## 判例の解説

### 一 一部執行猶予制度の概要<sup>1)</sup>

#### 1 制度理解

平成28年6月に刑の一部執行猶予制度が施行された。これにより、例えば本判決のように、懲役2年6月そのうち6月を2年間保護観察付き執行猶予として、2年間の施設内処遇と2年間の社会内処遇をセットで言い渡せるようになった。

施行前の議論を経て実務上おおむねコンセンサスとなっている理解によれば、一部執行猶予は、①実刑が相当であるという量刑判断を前提に、②その刑期の一部を、再犯防止と改善更生（特別予防）のために、比較的長期の社会内処遇（保護観察）に作り替えるものである（実刑の特別予防のためのヴァリエーション）<sup>2)</sup>。すなわち、①一部執行猶予により厳罰化も寛刑化も生じさせないという立法者意思からして、従来（全部）執行猶予とされてきた事案は今後も全部執行猶予とすべきであり（さもなくば厳罰化となる）、その意味で実刑相当性が適用の前提となる。その上で、3年以下の

実刑について②全部実刑でなく一部執行猶予とするかの判断は、制度目的に照らして、十分な期間の社会内処遇の実施により再犯防止を図ることがふさわしい被告人かという観点から行うこととなる。

#### 2 適用要件とその判断方法

この②を体現するのが、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の事情を考慮して、「再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当である」という要件である（刑法27条の2第1項）<sup>3)</sup>。その判断方法としては、(i)被告人に再犯のおそれがあることを確認し、(ii)その再犯のおそれへの対処として、比較的長期間を確保して行う有用な社会内処遇の方法があるかを判断し、さらに(iii)その処遇方法を、被告人の更生意欲・環境等に鑑み実効的に実施できるかを判断する3ステップ・テストが、裁判実務において推奨されている。

本判決との関係でも重要なのは、ここでの処遇の有用性の判断は具体的なものでなければならないことが強調されることである。つまり、「出所者の円滑な社会復帰のためには保護観察によるアフターケアが望ましい」といった一般的抽象的な評価ではなく、被告人が抱える具体的な問題性とそれに対処する具体的な処遇手段を想定した上での判断でなければならない。これは、前提としての、例えば実刑2年6月という量刑判断は、その期間現に服役するのが刑事責任からして原則的に相当だという評価である以上、一部とはいえ執行を猶予するには特段の合理性を要するという思考に由来する<sup>4)</sup>。適用のハードルを下げ、一部執行猶予による長期の保護観察の件数が激増すれば更生保護官署の対応が困難になるとの懸念も背景にある。

そうした観点から、有用な処遇の存否の判断においては、保護観察の特別遵守事項としての専門的処遇プログラムが重要な役割を果たす。とりわけ薬物事件（自己使用や単純所持）が適用の中心になることが予想されていた。

#### 二 施行後の適用状況とその背景

施行後2か月間の一部執行猶予判決（全件保護観察付き）318件のうち、薬物事件が308件と圧倒的多数であり、それ以外は10件にとどまった<sup>5)</sup>。その背景には次の事情がある。

一部執行猶予の導入に際し、いわゆる判決前調査制度は設けられず、通常の審理で判断することとされた。その前提で前述の具体的有用性を問題にするとき、ある程度典型的に判断できなければ適用は慎重にならざるをえない面がある。そうしたところ、薬物事件であれば、問題性は薬物依存にあり、施設内処遇の効果を薬物の誘惑がありうる社会内で十分な期間、保護観察の薬物再乱用防止プログラムにより維持・強化していくことの有用性は法律が前提としており（薬物法1条参照）、典型的に判断できる。加えて社会内処遇の実効性として要求される程度についても、刑法では欠格者（27条の2第1項第3号参照）とされる前刑終了後5年以内の累犯者も薬物使用者等については取り込んでいること（薬物法3条）に鑑み、ある程度柔軟にみていくのが法の趣旨に沿う。

それに対し、他の専門的処遇プログラム（性犯罪者処遇、暴力防止、飲酒運転防止の3種）については、被告人の問題性と対応を罪名からは典型的に捉えにくいこと、また再犯防止に失敗すると深刻な個人的被害を生むタイプの性犯罪や暴力犯罪についてはより慎重さが求められることが、適用をやや抑制する方向に働く。

さらに、専門的処遇プログラムを前提としない適用については、プログラム以外の「処遇が実刑部分の執行終了後の段階で提供されることが現実的に見込まれ」、その「再犯防止・改善更生の効果が実刑の一部を代替してまで行うべきといえるほど期待できる」かを吟味するとされるが<sup>6)</sup>、事例のイメージ共有は進んでいない。例えば、施行直前の座談会では、生活困窮型の財産犯で就労支援の継続的实施のために保護観察付き一部執行猶予を活用する提案に対し、裁判官の出席者からは難色が示されていた<sup>7)</sup>。裁判官の中には、プログラムを前提としない適用は稀有な例外にとどまるという感覚の者が少なくないのではないかと推察される。

### 三 本判決の評価

#### 1 量刑理由で示された判断について

そうした中、本判決は、競売により人手に渡った家屋への愛着などから放火に及んだ被告人に対して、処遇プログラムを前提とせず、保護観察付き一部執行猶予を適用した。

本判決の判示は、前述した処遇判断の具体性と

いう観点からは、かなり問題があるものである。(i) 再犯のおそれは、規範意識の問題や家族を頼りにくい性格に鑑み、「本件のような放火の挙に出ることは考えにくいものの、再び自暴自棄になるなどした際に反社会的な行動に出るおそれは否定でき」ないとして認定されている。これが、「一般的抽象的な再犯のおそれ……ではなく、当該事案と同様の犯罪に再び及ぶおそれがあるかという具体的な判断」<sup>8)</sup>でなければならぬという要請に沿うとはいいいにくい。(ii) 保護観察により「家族との関わり方を良好なものとする」という判示は、家族に頼りにくい性格という問題性への対処として、保護司等による助言・人間関係のケアといった処遇が有用である旨をいうものといえよう。だが、これは実質的には保護観察の一般的効果に期待する抽象的有用性の域を出るものではない。こうしてみると、本判決は、実刑の一部を切り取る以上は特段の合理性を要するという前述した思考からは外れるものであることは否めないところである。

ただ、その上で問題にしたいのは、裁判体を構成した（少なくとも）裁判官は、そうしたことは承知の上であったのではないかということである。全くの憶測になるが、裁判員も含めた評議の中で、次にみるような考慮も一定の影響力を持ったのではないか。

#### 2 一種の中間刑という視点が加味された可能性について

本判決は、コンセンサスとなっている判断プロセスに従い、まず本件の実刑相当性を検討している。それに関して想起されるのは、裁判員裁判では、現住建造物等放火で焼損面積がやや大きくても、保険や賠償により実害が填補されれば、動機の評価次第で（全部）執行猶予とされる余地が従来よりも広がっていることである<sup>9)</sup>。本判決は、追いつめられての自殺企図というよりも家を取られたくないという身勝手な動機による犯行と評価し、実刑は免れないとしたが、同情できる経緯などに鑑み、実刑相当事案の中では執行猶予に近いという評価があったものと想像される。それでも実刑とした以上、酌量減輕を経た処断刑の下限の2年6月とするほかないのであるが、もう少し軽くてもよいという思いもあったのではないか<sup>10)</sup>。そうしたところ、刑の一部を猶予して社会内処遇に回せば、少し軽くでき、かつ更生支援にもそれ

なりに有用だとすれば一石二鳥と感じられた(が、施行前の議論からして、そのまま判決理由とすることは憚られた)のかもしれない。

仮にそうした憶測的外れではないとすれば、裁判体は、全部執行猶予では軽く実刑相当ではあるが、全部実刑ではやや重いという、一種の中間刑という視点を加味したといえる。

施行前の議論では、中間刑という一時期有力であった制度理解は、一部執行猶予が実刑相当の刑事責任を前提とすることの自覚を弱め、厳罰化を生じさせかねないことが問題視され、後退した<sup>11)</sup>。けれども、全部執行猶予寄りの事案での中間刑はたしかに厳罰化だが、実刑相当の判断はできるが少し軽くという中間刑はそれ自体厳罰化ではなく、なぜいけないのかを問う向きはなおありえよう。一部執行猶予は、再犯防止という制度趣旨からして、刑を軽くするために用いるべきではないのはもちろんであるが<sup>12)</sup>、「実刑寄りの中間刑」は、単に軽くするためのものではなく、刑事責任からの刑期全部の服役要請がやや弱い事案では、一部を切り取って行う社会内処遇の具体的な有用性に対する要求水準もそれ相応のもので足りることになるために、再犯防止のための一部執行猶予の必要性が肯定されやすくなるということであり、あくまで目的は特別予防であるという説明も成り立たないわけではない。

こうした理論的可能性に対しては、「刑期全部の服役要請がやや弱い」という中途半端な評価の余地を認めること自体、結局のところ実刑判断の重みの自覚を失わせるのであって、そうならないためにも、実刑とした以上、一部の切り取りには慎重な態度を貫くべきだという反論が考えられよう。ただ、実刑相当事案にも様々なニュアンスがある現実を否定しにくい中で、教条主義的に響くかもしれない。

#### 四 おわりに

①刑事責任を中心に実刑相当性を判断した上で、②特別予防の観点から合理的と認められるときに一部執行猶予に変形するという思考は、理論的に明快であり、制度趣旨が典型的に妥当する事案の選別のためには優れている。それにより施行時の実務の大きな混乱を回避できた意義は小さくない。ただ、非典型事案における②の判断の内実はなお判然としない。筆者は、本判決の事案自体

については、全部実刑として、その後の状況に応じて仮釈放による社会内処遇への切り替えを検討すれば十分ではないかという感想を抱くが、非典型事案における一部執行猶予の適用のあり方をめぐる議論を今後深めていかなければならないこと<sup>13)</sup>は確かである。

#### ●注

- 1) 筆者による概観として、小池信太郎「刑の一部執行猶予制度の施行」法教 434 号(2016 年)42 頁以下。裁判実務の主流と思われる理解を示すものとして、園原敏彦＝江見健一「刑の一部執行猶予」高嶋智光編『新時代における刑事実務』(立花書房、2017 年)183 頁以下。紙幅の関係上、個別の文献引用は最小限にとどめる。
- 2) 最決平 28・7・27 裁時 1657 号 1 頁は、「再犯防止と改善更生を図るため、宣告刑の一部についてその執行を猶予するという新たな選択肢」とする。
- 3) 薬物使用累犯者については、「刑事施設における処遇に引き続き社会内において……規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当である」ことが要件となる(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律〔薬物法〕3 条参照)。
- 4) 園原＝江見・前掲注 1) 192 頁は、「応報の要請の変容」だという。一部猶予への変形に際して、刑期の大部分を実刑とし、また切り取った実刑をより長期の社会内処遇で代替することで刑全体としての負担は同等の(不当な寛刑化にならない)範囲で運用するとしても、実刑の短縮は、それ自体として応報の要請を後退させるものと考えられていることになる。
- 5) 「刑の一部執行猶予制度の施行について」ひろば 2016 年 11 月号 2 頁。公刊物に掲載された裁判例の整理・分析として、樋口亮介「刑の一部執行猶予制度の施行」罪と罰 54 巻 2 号(近刊予定)。
- 6) 園原＝江見・前掲注 1) 196 頁。
- 7) 「座談会・刑の一部執行猶予制度の施行とその課題」論ジュリ 17 号(2016 年)202 頁〔園原敏彦発言〕。
- 8) 園原＝江見・前掲注 1) 193 頁。
- 9) 例えば、日本弁護士連合会裁判員本部編『裁判員裁判の量刑』(現代人文社、2012 年)387 頁以下、672 頁以下参照。
- 10) 樋口・前掲注 5) 注 12 参照。同様の事態は、やはり法定刑の下限が重い強盗(236 条・5 年)や強盗致傷(240 条前段・6 年)でも生じうる。
- 11) 園原＝江見・前掲注 1) 187 頁参照。
- 12) 園原＝江見・前掲注 1) 190 頁注 19 参照。
- 13) 樋口・前掲注 5) は、薬物事件以外での適用が極端に少ないことへの憂慮から、模索の芽を摘むべきでないとする。